

# なくす会ニューズレター

330-0064

さいたま市浦和区岸町7-11-5

Tel048-844-8972

Fax048-829-7444

[nakusukai.01@saitama-k.com](mailto:nakusukai.01@saitama-k.com)



## 第20回通常総会ご報告



6月20日（火）、埼玉会館3C会議室にて第20回通常総会を開催し、表決権総数121個中、102個（実出席21個、書面78個、委任3個）が出席しました。正会員、役員、役割を持つ活動委員が会場参加し、書面議決を行使した正会員や賛助会員がオンライン配信で総会の様子を視聴しました。

**主催者挨拶** 埼玉消費者被害をなくす会を代表し、池本誠司理事長より「設立から20回目の総会を迎え、適格・特定適格消費者団体として、全国でも誇るべき活動ができています。埼玉県とは委託された3つの事業で連携し、地域の安全づくりを進めることができます。しかし、充実した活動を持続発展させていくには、持続可能ななくす会の組織基盤、運営について考えることが課題です。引き続き皆様のご協力をお願いします。」と挨拶がありました。



池本理事長

**来賓挨拶** 埼玉県県民生活部消費生活課 課長の田中康博様より「昨年の民法上の成年年齢引き下げによる若者の消費者被害をはじめ、消費者を取り巻く問題が複雑多様化しています。なくす会には、活動を通じて県内消費者被害の未然防止や拡大防止、被害回復などに貢献をいただいています。埼玉県消費生活基本計画の実現には、なくす会をはじめとする消費者団体との連携が不可欠です。今後もより一層のご支援、ご協力をお願いいたします。」との挨拶を頂戴しました。



田中消費生活課長

**議案審議・採決** 吉川尚彦専務理事より第1号議案「2022年度事業報告、活動決算」、第2号議案「定款の一部変更」、第3号議案「役員補充選任」の提案、鈴木監事から監査報告を行いました。第1号議案、第3号議案は出席表決件数の過半数以上の賛成、第2号議案は出席表決数の4分の3以上の賛成で承認されました。



### 報告事項

- (1) 2023年度の事業計画と活動予算報告、2023年度検討委員、活動委員報告 吉川専務理事
- (2) 検討委員会の事案報告 長田淳検討委員会委員長  
くらしのレスキュー（水回り）事業者の貴和設備に対し、安価で役務提供を受けると誤認させる表示の差止をもとめた訴訟の内容や、中古車販売事業者の(株)ビッグモーター、オンライントラベル事業者のAgoda Travel Operation Japan(株)に対する申入れ活動などについて報告がありました。
- (3) 活動委員会の活動報告 活動委員  
イメージ調査による「No.1表示」について調査した結果や、広告表示改善要望活動の報告がありました。

## 総会記念講演

「広告があなたを、狙い撃ち！～あなたのスマホやパソコンに届く広告のしくみ～」

講師：笠井 北斗さん（(一社) 日本アフィリエイト協議会 (JA0)）

会場 35 人、オンライン 32 人、計 67 人が参加しました。

自分だけに表示されるターゲティング広告の仕組みと課題についてお話しいただき、消費者にとって役に立つターゲティング広告とは本来どうあるべきか、問題とされている広告との付き合い方についてお話しいただきました。

参加者から「表示される広告は自分の検索履歴やアンケート回答などから追われているのだろうと漠然と捉えていましたが、今日の講座を受講してもう少し深く理解できました。」「実際に自分の携帯電話を操作しながらの参加型の講演、とても楽しく、印象づけて学ぶことができました。」という声が寄せられました。



## 注意喚起 ～ 国民生活センターホームページより引用 ～

独立行政法人 国民生活センターホームページより一部抜粋した注意喚起情報をお伝えします

### ● 2023年4月3日公表 【消費者トラブルFAQサイトを開設しました】

このサイトは、消費者トラブルにあわれた方に対して、FAQ (frequently asked questions) 形式で、トラブル解決を支援する情報を提供するとともに、相談窓口等を案内するものです。 <https://www.faq.kokusen.go.jp/>



### ● 2023年6月1日更新【「おトクにお試しだけ」のつもりが「定期購入」に！？(No.3) テレビショッピングなどをみて電話で注文したら、意図せず「定期購入」に！？「サンプル」「おまとめコース」などを勧められても要注意！

「新聞折込広告を見て電話したら、サプリメントの購入を勧められ、サンプルだけ受け取るはずが「定期購入」になっていた」などの相談が寄せられています。  
⇒いったん電話を切ってから慎重に検討を。

### ● 2023年6月7日公表【20歳代が狙われている!? 遠隔操作アプリを悪用して借金をさせる副業や投資の勧誘に注意】

「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告をうのみにしないようにしましょう。「借金」してまで契約しないようにしましょう。遠隔操作アプリは安易にインストールしないようにしましょう。遠隔操作等で貸金業者サイトに登録してしまったら、ID やパスワードを変更するなど悪用されないための対策をとりましょう。



国民生活センターからの情報は、ホームページのほか、LINE、Facebook、Twitter でも発信しています。詳しくは“国民生活センター>国民生活センターについて>このホームページについて>公式 SNS について”でご確認ください。日頃から情報に接し、予防につなげましょう。

テレビ・ラジオショッピングや新聞広告を見て、販売業者に電話で注文する時は、「定期購入」の勧誘に注意してください。

### 電話で注文するときの心構え!!

<電話注文する前>

✓ テレビ・ラジオショッピングや新聞広告で紹介されていた商品の名称や価格を確認する。

<電話注文する時>

✓ 別の商品の購入を勧められることがある。  
✓ 複数月分の商品の購入を勧められることがある。  
✓ 「定期購入」の契約を勧められることがある。  
✓ 興味がなければきっぱりと断る。  
✓ 興味を持って、すぐに注文せず、「定期購入」の契約かどうかをよく確認して、十分に理解できない場合はきっぱり断る。  
✓ いったん電話を切ってから慎重に検討する。

<電話注文の電話を切る時>

✓ 「定期購入」の契約を申し込んでいないかを確認!  
✓ 断ったのに「定期購入」になっていたら改めてきっぱり断る!

<商品が到着した時>

✓ 「納品書」などで「定期購入」の契約になっていないか確認!  
✓ 意図せず「定期購入」の契約になっていたら、すぐに販売業者に連絡し、「定期購入」の契約は申し込んでないことを伝える。

トラブルが生じた場合は、家族や周りの者、  
最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう  
消費者ホットライン「188 (いやや!)」番  
\*最寄りの市区町村や都道府県の消費生活センター等を  
ご案内する全国共通の3桁の電話番号

\*「定期購入」は、解約を申し出ない限り、定期的に商品が届くので、放置しない!

独立行政法人 国民生活センター  
【おトクにお試しだけ】のつもりが「定期購入」に!? (No.3) |  
テレビショッピングなどをみて電話で注文したら、意図せず「定期購入」に!? |  
「サンプル」「おまとめコース」などを勧められても要注意! (2023年11月)

事業者	概要
貴和設備	（水回りメンテナンス事業者） 3月10日にさいたま地方裁判所に対し、インターネット上の広告における表示の停止を求める差止請求訴訟を提起しました。 次回期日：9月13日（水）11時～ さいたま地方裁判所 の予定です。
㈱ビッグモーター	（車販売・買取事業者） 5月、注文書特約事項のうち、下取り価格に関する一部条項は消費者契約法第10条により無効であるとして、使用の停止もしくは適切な条項に修正することを求め、差止請求書を送付、修正するとの回答を受領しました。

- ❖ LINE(株)に対し、LINE 利用規約の一部条項の使用停止または修正を求めた申入れを行っていましたが、利用規約が改善されたことを確認できたため、申入れ活動を終了しました。

## 「No.1 表示」について、関係各所に要請文を送付しました

◆活動委員会にて実施した、消費者被害アンケート・めやすばこ【No.1 表示】の結果をもとに、関係各所にあて、検討を要望する要請文を送付しました。

### 公的機関・法規制に関する要望

- ① 「注意書き」を記載する際の文字の大きさや、テレビショッピングやテレビCMなどにおける「注意書き」を表示する時間に基準を設けることについて検討してください。
- ② イメージ調査による No.1 取得という、非公正な手法そのものに問題があると考えます。非公正なイメージ調査に対する規制ができるよう、景品表示法の改正をご検討ください。
- ③ AC ジャパンや日本広告審査機構（JARO）などの広告で、広告に関する注意点を放送し、消費者に対する啓発を行なってください。

### CMを作成する事業者および広告主に対する要望

- ① テレビCMにおいて、注意書きなどを表示する時間を長くするなど、消費者に最大限配慮してください。
- ② どのような企業やお店でも正確な広告を出すことを心がけてください。「安易に信用しない」などという事が常態化している現状が間違っていると考えます。「消費者に見てもらおう」だけに注力するのではなく「消費者に信頼される広告」を心がけてください。
- ③ ショッピングサイトでも、サイトの出店事業者に対する規制を行うとともに、消費者に対し、広告に関する注意喚起を行ってください。

### メディア各社への要望

- ① 各メディアに対する信頼について尋ねたデータ（総務省 2021 ウィズコロナにおけるデジタル活用の実態と利用者意識の変化に関する調査研究）によれば、信頼できるとの回答は新聞が 61.2%で最も高く、次いでテレビ 56.8%でした。今回の調査で、No.1 表示が記載された広告を見たことがあるものは、インターネットに次いでテレビ、新聞との回答が多くありました。消費者の信頼を裏切ることにならないよう、消費者に過度な期待を持たせないようにしてください。少なくとも、イメージ調査による No.1 表示については事前審査、チェックを徹底してください。
- ② 注意書き部分には消費者にとって重要な事項が含まれていることが多くあります。テレビCMや新聞広告の注意書きの文字を大きくし、TV通販では注意書きの表示時間を長くするなど、消費者に対し最大限の配慮を行なってください。

# 消費者力アップ学習会 Vol.1 「親子で学ぶインターネットとの付き合い方」 ～保護者としてできること、子どもが気をつけることは何?～ を開催します

日 時：2023年8月8日(火) 10時～11時40分  
開催方法：浦和コミュニティセンター第14集会室 15組  
オンライン (Zoom) 20組  
講 師：NPO 法人青少年メディア研究協会  
代表 下田 太一さん



- ◎ インターネットを楽しく安全に利用するために、インターネットトラブルを知り、スマホやタブレットなどを使う上で注意したいことを学びます。
- ◎ 対象：小学校高学年・中学生の親子、保護者のみの参加可

【申込期間】2023年7月10日(月)～8月6日(日) (要申込・先着)

【申込方法】①専用申込フォーム <https://forms.gle/Vn1v2MiJYN6Exq1A9>  
上記のURL、右の二次元コードから必要事項をご記入の上、お申込みください。



②メール [nakusukai.05@saitama-k.com](mailto:nakusukai.05@saitama-k.com) 件名：8/8 学習会  
必須事項：参加人数、お名前(保護者、お子さん(フリガナ))、  
会場かオンライン(どちらかを選択)、緊急時連絡先(なるべく携帯電話)

【お願い】オンライン参加の場合、通信環境の確認や設定については、各自ご対応ください。

※詳しくはなくす会のホームページをご確認ください。

[http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/230705\\_01.html](http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/230705_01.html)

## 会員の皆様、2023年度の会費納入をよろしくお願ひします

5月発行のニュースレターに、2023年度の会費納入のお願いを同封させていただきました(メール会員の方には、メール添付)。早めの納入にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。すでに納入いただきました会員の皆様、ありがとうございました。

また、正会員(団体、個人)、賛助会員(団体、個人)としてなくす会の活動を支えていただける団体、個人の方がいらっしゃいましたら、是非ご紹介ください!

年会費 団体正会員：101万円 個人正会員：103千円  
団体賛助会員：103千円 個人賛助会員：10千円  
振込先 埼玉りそな銀行 浦和中央支店 普通 No.5098908  
特非) 埼玉消費者被害をなくす会



トラブルに遭遇してしまったら、消費生活支援センターや市町村の消費者相談窓口へ迷わず相談を!

- ◆埼玉県消費生活支援センター(彩の国くらしプラザ内) TEL048-261-0999
- ◆全国共通 消費者ホットライン TEL188(いやや!)(お住まいの市町村相談窓口につながります)